

## 事業継続臨時応援金 F A Q 目次

### 1 応援金の実施について

Q 1—1	過去に一時金などで支給を受けたが、今回も申請できるのか。	p. 3
Q 1—2	申請受付期間および支給時期は。	p. 3

### 2 制度の概要等について

Q 2—1	制度の概要は。	p. 4
Q 2—2	主な対象業種は。	p. 4
Q 2—3	対象となる事業者の範囲は。	p. 4
Q 2—4	公益法人や協同組合、特定非営利活動法人（NPO法人）・医療法人・社会福祉法人も対象となるか	p. 5
Q 2—5	法人税の確定申告の義務がない法人は対象か。	p. 5
Q 2—6	売上高の計算方法は。	p. 6
Q 2—7	国の補助金や県内市町村、県の別制度の同様の補助金との重複受給は可能か。	p. 7
Q 2—8	対象月に休業している場合の売上高の計算方法は。	p. 7
Q 2—9	事業者の都合による休業とは。	p. 7
Q 2—10	最近創業した事業者や事業承継・法人成りをした事業者も対象となるか。	p. 7
Q 2—11	白色申告または住民税申告の場合の令和3年1月～10月（1月～11月）の売上高の算出方法は。	p. 8
Q 2—12	県内に複数事業所がある場合、事業所数に応じた応援金が支給されるか。	p. 9
Q 2—13	県内で複数の事業所を運営する事業者は、全事業所において売上が20%減少でなければ応援金はもらえないのか。	p. 9
Q 2—14	20%までは減少していないが、それに近い減少の場合は対象とならないのか。	p. 9
Q 2—15	妻が事業を行っているが、夫の扶養に入っている場合、対象となるか。	p. 9
Q 2—16	支給された応援金の使い方に制限はあるか。	p. 9
Q 2—17	応援金は課税対象となるか。また、申告の必要はあるか。	p. 9
Q 2—18	法人の場合の令和3年の売上高とは。	p. 10

### 3 申請方法について

Q 3—1	どのように申請すればよいか。	p. 11
Q 3—2	申請書（書面）はどこで入手できるのか。	p. 11

Q 3 - 3	どのような書類を準備すればよいか。	p. 11
Q 3 - 4	申請に必要な確定申告書類は何か。	p. 11
Q 3 - 5	確定申告書第一表の控えに収受印がない場合は。	p. 12
Q 3 - 6	市町村を通じて確定申告しているため、税務署の受付印が押印されていない。	p. 12
Q 3 - 7	前年の確定申告書の事業収入に国や県からの給付金・補助金などが含まれているが、年間売上高や売上減少率を計算する際の取扱いは。	p. 13
Q 3 - 8	確定申告の義務がない法人における事業収入が確認できる書類とは。	p. 13
Q 3 - 9	事業継続性を示す書類とはどのようなものか。	p. 13
Q 3 - 10	申請書の「業種」とは何か。	p. 13
Q 3 - 11	申請するにあたっての相談先は。	p. 14

## 事業継続臨時応援金 F A Q

### 1 応援金の実施について

Q 1-1 過去に一時金などで支給を受けたが、今回も申請できるのか。

A 1-1

- 従来の事業とは、全く別の新規事業となりますので、申請できます。

Q 1-2 申請受付期間および支給時期は。

A 1-2

- 申請受付期間は、令和4年12月1日(木)から令和5年1月31日(火)までです。  
書類で提出の方は、当日消印有効です。簡易書留やレターパックなど送付物の追跡ができる方法で送付してください。  
支給時期については、審査状況にもよりますが、受付後できるだけ速やかに支給していきたいと考えています(4週間程度)。

## 2 制度の概要等について

Q 2 - 1 制度の概要は。

A 2 - 1

- コロナ禍からの回復が遅れ、価格転嫁も進まないこと等により、売上高（事業収入）が減少し、経営環境が特に悪化している事業者（中小企業・農林水産業者等）を応援するため、臨時応援金を支給するものです。
  
- 令和4年1月～10月（又は1～11月、1～12月）の合計の売上高（事業収入）が、令和3年の同期間の売上高と比較して20%以上減少している事業者が対象となります。
  
- 他の主な要件は以下のとおりです。
  - ・ 令和3年（1月～12月）における年間売上高（事業収入）が120万円以上であること。
  - ・ 申請時点において、法人の場合は茨城県内に本店・本社又は主たる事務所を有すこと、かつ令和3年において法人税の納税地を本県内としていること。個人事業者の場合は茨城県内に在住していること、かつ、令和3年において所得税の納税地を本県内としていること。確定申告の義務がない法人の場合は茨城県内に主たる事務所を有すこと。
  - ・ 確定申告書において、事業収入（売上）のほかに、収入（給与・年金・不動産・利子等）がある場合には事業収入が他の収入以上であること。
  - ・ 細かな要件もございますので、必ず申請要領を御確認ください。
  
- 支給額については、一律10万円としています。

Q 2 - 2 主な対象業種は。

A 2 - 2

- 業種・法人形態を問わず対象とします。

Q 2 - 3 対象となる事業者の範囲は。

A 2 - 3

- 申請時点において茨城県内に本店、本社又は主たる事務所を有し、かつ、令和3年において法人税の納税地を茨城県内としている法人、茨城県内に在住し令和3年において所得税の納税地を茨城県内としている個人事業者、及び確定申告の義務がない法人の場合は茨城県内に主たる事務所を有す法人が対象となります。
  
- 農業者（畜産を含む）は、認定農業者、認定新規就農者、農業法人が対象となります。

す。

- 学校法人は、令和4年度に私立高等学校等経常費補助金、学校法人立専修学校運営費補助金又は学校法人立インターナショナルスクール運営費補助金のいずれかの補助金の交付対象となる以下のいずれかの学校を設置する学校法人又は準学校法人が対象となります。
  - ・ 私立学校法第3条に規定する学校法人が学校教育法第4条第1項第3号の規定による認可を受けた小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校
  - ・ 準学校法人が学校教育法第130条の規定による認可を受けた専修学校
  - ・ 学校法人又は準学校法人が学校教育法第134条の規定による認可を受けた各種学校
  
- 大企業、国、法人税法別表第1に規定する公共法人（国立大学法人、独立行政法人等）、政治団体、宗教上の組織又は団体、性風俗関連特殊営業事業者（ソープランド、個室ビデオ等）は対象となりません。

【参考】

・ 中小企業の定義

中小企業基本法では、第二条で「中小企業者の範囲」を次のように定義している。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

**Q2-4 公益法人や協同組合、特定非営利活動法人（NPO法人）・医療法人・社会福祉法人も対象となるか。**

A2-4

- 公益法人（医療法人・社会福祉法人等）、協同組合、特定非営利活動法人等についても、要件を満たせば対象となり得ます。
  
- なお、これらの法人についても、中小企業基本法における「中小企業者の範囲」を準用いたします。出資の総額や従業員数とその範囲内であるか、あらかじめご確認ください。

**Q2-5 法人税の確定申告の義務がない法人は対象か。**

A 2-5

- 確定申告書に代わり、活動計算書など令和3年の期間を含む全ての事業年度の年間法人事業収入が確認できる書類があれば対象となる可能性があります。

**Q 2-6 売上高の計算方法は。**

A 2-6

- 法人や個人事業者及び確定申告書の有無により、以下のとおり計算してください。ただし、いずれの場合も、消費税が加算されている場合、国や県から支給された一時金や補助金などが加算されている場合は、その金額を差し引いて計算してください。

(1) 法人の場合

令和3年の売上高は、法人事業概況説明書の「18 月別の売上高等の状況」の「売上（収入）金額」欄の該当月に記載のある金額の合計です。令和4年の売上高は、令和4年度の確定申告において記載する同等の基準で計算してください。

(2) 青色申告の個人事業者の場合

令和3年の売上高は、所得税青色申告決算書「月別売上（収入）金額及び収入金額」の「売上（収入）金額」欄の該当月に記載のある金額の合計です。令和4年の売上高は、令和4年度の確定申告において記載する同等の基準で計算してください。

(3) 白色申告の個人事業者の場合

令和3年の売上高は、所得税確定申告書第1表「収入金額等」の「事業（営業＋農業）」欄に記載の金額を事業月数で除した月平均の金額に対象月数を乗じた金額です。令和4年の売上高は、令和4年度の確定申告において記載する同等の基準で計算してください。

(4) 業務委託契約等収入を主たる収入として雑所得・給与所得の収入に計上している個人事業者の場合

令和3年の売上高は、所得税確定申告書第一表「収入金額等」の雑・給与所得欄に記載の金額のうち、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入の金額を事業月数で除した月平均の金額に対象期間の月数を乗じた金額です。令和4年の売上高は、令和4年度の確定申告において記載する同等の基準で計算してください。

(5) 確定申告の義務がない法人の場合

令和3年の売上高は、対象期間と比較する令和3年の期間を含む全ての事業年度の年間の法人事業収入が確認できる書類（知事が認めたもののみ）で確認できる事業収入です。令和4年の売上高は、令和4年の法人事業収入が確認できる書類におい

て記載する同等の基準で計算してください。

- (6) 確定申告をしておらず、住民税の申告書を提出する個人事業者の場合  
令和3年の売上高は、住民税申告書「1収入金額等」の「事業」欄に記載のある金額（営業等又は農業）を事業月数で除した月平均の金額に、対象月数を乗じた金額です。令和4年の売上高は、令和4年度の住民税申告において記載する同等の基準で計算してください。

**Q 2-7 国の補助金や県内市町村、県の別制度の同様の補助金との重複受給は可能か。**

A 2-7

- 重複受給について、県として妨げるものではありません。
  
- 国及び市町村の支援金の制度や金額等につきましては、国及び各市町村、県担当課にお問合せ下さい。

**Q 2-8 対象月に休業している場合の売上高の計算方法は。**

A 2-8

- 対象月に、事業者の入院、事業所の改装又は事業者の自己都合により休業し売上が0円の月がある場合、事業者の入院、事業所の改装その他事業者の自己都合により売上が0円になった月以外の月平均の売上に対象期間の月数を乗じた額を令和4年の売上高としてください。
- (例) 令和4年の8月に事業者が入院し8月の売上が0円となり、令和4年の対象月の売上高が180万円で、令和4年の1月～10月の売上高と比較する場合
- $$180 \text{ (万円)} \div 9 \text{ (入院又は改装により売上が0円になった以外の月数)} = 20 \text{ (万円)}$$
- $$20 \text{ (万円)} \times 10 \text{ (対象月数)} = \underline{200 \text{ (万円)}} : \text{令和4年の売上高とする。}$$

**Q 2-9 事業者の都合による休業とは。**

A 2-9

- 例えば、旅行・観光のための休業などを想定しています。

**Q 2-10 最近創業した事業者や事業承継・法人成りをした事業者も対象となるか。**

A 2-10

<新規開業等の特例>

- 以下の特例を設けております。
- (1) 令和3年1月から令和3年9月末までの間に新規開業した場合

令和3年の開業した翌日が属する月からの合計の売上高を平均した金額に対象期間の月数を乗じた額を比較することができます。

※不正防止と事業継続の観点から、令和3年において3ヶ月間以上は茨城県内で事業活動を行っていることを要件としています。

(例) 令和3年の6月30日に開業し、令和3年の売上高が240万円で、令和4年の1月～10月の売上高と比較する場合

$$240 \text{ (万円)} \div 6 \text{ (開業した翌日が属する月からの月数)} = 40 \text{ (万円)}$$

$$40 \text{ (万円)} \times 10 \text{ (対象月数)} = \underline{400 \text{ (万円)}} : \text{令和3年の売上高とする。}$$

(2) 令和3年1月から令和3年9月末までの間に茨城県外から茨城県内へ移転開業した場合

令和3年の移転開業した日が含まれる月の翌月からの合計の売上高を平均した金額に対象期間の月数を乗じた額を比較することができます。

※不正防止と事業継続の観点から、令和3年において3ヶ月間以上は茨城県内で事業活動を行っていることを要件としています。

(例) 令和3年の7月15日に移転し、茨城県における令和3年の売上高が250万円で、令和4年の1月～10月の売上高と比較する場合

$$250 \text{ (万円)} \div 5 \text{ (移転した翌月からの月数)} = 50 \text{ (万円)}$$

$$50 \text{ (万円)} \times 10 \text{ (対象月数)} = \underline{500 \text{ (万円)}} : \text{令和3年の売上高とする。}$$

(3) 法人化・事業承継した場合

申請日までに法人化又は事業承継した事業者は、事業の業態や所在地等が法人化又は事業承継前と実質的に同様であると認められる場合には、個人事業者又は事業承継前に事業を行っていた方の売上高を利用することができます。

○ 特例を用いる場合は、以下の書類を提出してください。

・開業日、事業承継日、所在地、法人化後の代表者等が確認できる書類

(全部事項証明書、事業開始等申告書、開業・廃業等届出書、法人設立届出書 など)

**Q2-11 白色申告または住民税申告の場合の令和3年1月～10月(1月～11月)の売上高の算出方法は。**

A2-11

○ 白色申告または住民税申告の場合、令和3年度の月ごとの売上高が確認できないため、申告書上の売上高を按分して算出してください。

※所得税青色申告決算書(農業所得用)により青色申告を行っている個人事業者についても、同様に売上高を按分して算出してください。

(例) 令和3年の売上高が240万円で、令和4年の1月～10月の売上高と比較する場合

$$240 \text{ (万円)} \times 10/12 = 200 \text{ (万円)}$$

令和3年の売上高が240万円で、令和4年の1月～11月の売上高と比較する場合  
240(万円) × 11/12 = 220(万円)

**Q2-12 県内に複数事業所がある場合、事業所数に応じた応援金が支給されるか。**

A2-12

- 複数事業所がある場合も1事業者、10万円となります。

**Q2-13 県内で複数の事業所を運営する事業者は、全事業所において売上が20%減少でなければ応援金はもらえないのか。**

A2-13

- 事業全体で20%以上売上が減少している場合は、その他の要件が該当していれば応援金の支給対象となります。

**Q2-14 20%までは減少していないが、それに近い減少の場合は対象とならないのか。**

A2-14

- 売上減少が20%に満たない場合は、対象とはなりません。

**Q2-15 妻が事業を行っているが、夫の扶養に入っている場合、対象となるか。**

A2-15

- 確定申告で事業の売上を雑所得や給与所得で申告している場合は、対象となりません。事業所得として申告している場合には、被扶養者であっても対象となります。

**Q2-16 支給された応援金の使い方に制限はあるか。**

A2-16

- 専門家による経営改善指導や省エネ診断等を受けるなど事業者自らが経営改善に前向きに取り組むための使途を想定しておりますが、各申請者の事業継続のため、幅広くお使いください。

**Q2-17 応援金は課税対象となるか。また、申告の必要はあるか。**

A2-17

- 所得税、法人税については課税対象となるため、税法に則った手続きをしてください。詳細については、税務署に御確認ください。

**Q 2 - 1 8 法人の場合の令和 3 年の売上高とは。**

A 2 - 1 8

- 申請者が法人の場合の令和 3 年の売上高は、令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月の売上高を合計したものとなります。そのため、法人の決算月によっては、上記各月の売上高が分かる複数年の確定申告書を提出してください。

### 3 申請方法について

#### Q 3-1 どのように申請すればよいか。

A 3-1

- 電子申請（オンライン申請）又は書面での申請（審査デスクあて郵送）です。  
書面申請の場合は、以下の送付先に送付してください。
- 電子申請の際は、添付書類の合計が50メガバイトを超えると申請ができないので、50メガバイトを超える場合は、書面申請としてください。

（送付先）

※茨城県事業継続臨時応援金審査デスク

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

- 書面での申請の場合、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。  
書類で提出の方は当日消印有効です。
- なお、提出された書類は返却いたしませんので、添付書類については必ず写しを提出してください。また、提出する書類に個人番号（マイナンバー）が含まれる場合は必ず消してください。

#### Q 3-2 申請書（書面）はどこで入手できるのか。

A 3-2

- 茨城県ホームページからダウンロードできます。

#### Q 3-3 どのような書類を準備すればよいか。

A 3-3

- 主なものとして、確定申告書等の写し、本人確認書類、振込先口座の写し等となりますが、法人、個人の別等によって提出書類が異なりますので、詳細については、申請書、申請要領を御参照ください。

#### Q 3-4 申請に必要な確定申告書類は何か。

A 3-4

- 以下の書類が必要となります。詳細については、必ず申請要領をご参照ください。  
<中小企業、その他の法人>
  - ・法人税確定申告書別表一の控え（令和3年1月～12月の売上高が含まれる年度分）

- ・法人事業概況説明書の控え（令和3年1月～12月の売上高が分かるもの）

※令和3年の売上高と令和4年の売上高を比較するための書類です。

※確定申告書別表一の控えには、收受日付印が押印（税務署でe-Taxにより申告した場合には受付日時が印字）されている必要があります。

※e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です。

#### <個人事業者>

##### 【青色申告の場合】

- ・所得税確定申告書第一表の控え（令和3年分）
- ・所得税青色申告決算書の控え（令和3年分）

##### 【白色申告の場合】

- ・所得税確定申告書第一表の控え（令和3年分）

※令和3年の売上高と令和4年の売上高を比較するための書類です。

※確定申告書の控えには、收受日付印が押印（税務署でe-Taxにより申告した場合第一表には受付日時が印字）されている必要があります。

※e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です。

なお、確定申告の義務がない事業者においては、法人確定申告書別表一又は所得税確定申告書第一表の控えに代えて、住民税申告書の写しを提出することが可能です。

#### Q 3 - 5 確定申告書第一表の控えに收受印がない場合は。

##### A 3 - 5

- 確定申告書に收受日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、当該年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を併せて提出してください。
- 「收受日付印」及び「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、当該年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出してください。

#### Q 3 - 6 市町村を通じて確定申告しているため、税務署の受付印が押印されていない。

##### A 3 - 6

- 確定申告書類に市町村の受付印が押印されている場合は、その受付印を收受印とみなします。

- 提出先が商工会や商工会議所、税理士である場合も、その受付印があれば可とします。

**Q 3-7 前年の確定申告書の事業収入に国や県からの給付金・補助金などが含まれているが、年間売上高や売上減少率を計算する際の取扱いは。**

A 3-7

- 国又は地方公共団体の給付金・補助金・助成金等が加算されている場合は、確定申告書の事業収入から除いて計算してください。

**Q 3-8 確定申告の義務がない法人における事業収入が確認できる書類とは。**

A 3-8

- 例えば、特定非営利活動法人においては活動計算書、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の、法令等において作成が義務付けられている書類で、収入が確認できるものなどです。
- ただし、当該事業年度の年間の法人事業収入が確認できるものを提出できないこと又は月次の法人事業収入を別途確認することについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該事業年度の年間の法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認めます。

**Q 3-9 事業継続性を示す書類とはどのようなものか。**

A 3-9

- 事業の継続性が申請書様式第3号のみで判別できない場合に、事業継続性を示す書類の提出を求める場合がございます。
- その場合、直近の請求書・領収書等の事業を継続して行っていることが分かる書類を提出してください。
- 法人の場合は事業所・工場等の電気料金表・水道料金表等でも可能です。

**Q 3-10 申請書の「業種」とは何か。**

A 3-10

- 日本標準産業分類において区分される20の分類のうち、申請者の事業内容として該当するものを選択してください。

- (例) 飲食店 ⇒M 宿泊業、飲食サービス業  
美容室 ⇒N 生活関連サービス業、娯楽業  
小売店 ⇒I 卸売業、小売業  
水産加工業 ⇒E 製造業  
遊漁船業 ⇒N 娯楽業  
水産業協同組合（連合会）、農業協同組合（JA） ⇒Q 複合サービス事業

**Q 3 - 1 1 申請するにあたっての相談先は。**

A 3 - 1 1

- 県の応援金電話相談窓口において対応します。

**【相談窓口】**

県事業継続臨時応援金相談窓口

TEL：029-301-2802（平日10時から19時）

※12月29日～1月3日を除く

※令和5年2月1日以降は平日10時から17時